

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 5 年 10 月 13 日

鶴岡市長 皆 川 治

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
別紙の通り（22 地区）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和 5 年 10 月 13 日
3. プラン修正理由  
別紙の通り
4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる  
農業者（担い手）の状況  
別紙の通り
5. 地域農業の将来のあり方  
別紙の通り
6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針  
別紙の通り

令和5年度 第3期 鶴岡市 人・農地プランの認定について (鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
20	海老島	R5. 10. 13	・中心経営体の削除 1人	(6) 5	(5) 4	(1) 1	(0) 0	(6) 5	(3) 3	(0) 0	(3) 2	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
24	大泉地域 (白山、矢馳、山田、布目、大淀川、小淀川、寺田、井岡、岡山、森片、上清水、中清水、下清水、清水新田)	R5. 10. 13	・中心経営体の削除 1人	(172) 171	(157) 157	(14) 13	(1) 1	(172) 171	(99) 98	(1) 1	(72) 72	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の認定農業者に集積等を図り農業生産の維持をめざす。 ・集落営農組織の法人化を進め、地区農業の大きな担い手を目指すとともに、認定農業者や、個別農業法人と作業受委託等も含めて、相互連携を図っていく。 ・地区での6次産業化や観光農業に向けた取り組みも徐々にすすめていく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
40	湯野沢	R5. 10. 13	・中心経営体の属性変更 1人	(11) 11	(9) 9	(2) 2	(0) 0	(11) 11	(9) 8	(2) 2	(0) 1	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。	・水稻及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大を図りつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
53	上郷地域 (石山、楯川原、水沢、広浜、大谷上、大谷下、中山、矢引、中沢、大荒、上京田、金山、山口、竹の浦、草井谷)	R5. 10. 13	・中心経営体の追加 33人 ・中心経営体の経営面積変更 40人	(62) 95	(60) 92	(2) 3	(0) 0	(62) 95	(48) 54	(2) 3	(12) 38	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・耕作放棄地を解消する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・集落の機械共同利用組合により、共同作業により農作業を実施する。 ・新規就農者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をもつに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
57	栃屋	R5. 10. 13	・中心経営体の追加 1人	(15)	(13)	(2)	(0)	(15)	(9)	(0)	(6)	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 ・農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 ・稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
				16	14	2	0	16	9	0	7				
58	菱津	R5. 10. 13	・中心経営体の追加 1人	(20)	(18)	(2)	(0)	(20)	(14)	(0)	(6)	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 ・農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 ・稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
			合計(前回)	(286)	(262)	(23)	(1)	(286)	(182)	(5)	(99)				
			合計(今回)	319	295	23	1	319	186	6	127				

令和5年度第3期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針		
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者					
27	豊栄	R5.10.13	・貸付意向農地の追加 1人	(10) 10	(8) 8	(2) 2	(0) 0	(10) 10	(9) 9	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・計画的に農地集積を進めながら、中心となる経営体の生産性の向上を図っていく。 ・複合化に積極的に取り組んでいく。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
30	西小路	R5.10.13	・中心経営体の追加 ・貸付意向農地の追加 3人 1人	(5) 8	(3) 6	(2) 2	(0) 0	(5) 8	(4) 7	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者や農事組合法人に農地を集積し生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
32	中組	R5.10.13	・中心経営体の追加 ・貸付意向農地の追加 1人 1人	(12) 13	(11) 12	(1) 1	(0) 0	(12) 13	(8) 9	(0) 0	(4) 4	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・集落で大豆のブロックローテーションに取り組み、高品質大豆の生産に努める。 ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
42	上平形	R5.10.13	・中心経営体の属性変更 ・中心経営体の経営面積変更 1人 1人	(13) 13	(13) 13	(0) 0	(0) 0	(13) 13	(9) 10	(1) 0	(3) 3	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・播種組合での育苗や大豆組合など共同作業に力を入れている集落である。 ・長引く米価の低迷と安全、安心の産品が安定せず、厳しい農業状況にあると各自が認識している。こんな中において、6次化、複合化に取り組む姿勢が見られるので期待していきたい。 ・コスト低減により取り組む新規需要米が6.4ha栽培され、注目している。 ・特別栽培等による高付加価値化を実現する。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
47	幕野内	R5.10.13	・貸付意向農地の追加 1人	(7) 7	(3) 3	(4) 4	(0) 0	(7) 7	(6) 6	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている。	・担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
合計(前回)				(17)	(38)	(9)	(0)	(17)	(36)	(1)	(10)					
合計(今回)				51	42	9	0	51	41	0	10					

令和5年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	中川代	R5.10.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 2人</li> </ul>	(22)	(21)	(1)	(0)	(22)	(17)	(2)	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>水稲を中心としながら、畑作との複合経営の安定化を図る。</li> <li>耕作放棄地の利用を拡大し、月山麓の畑地の活用を図る。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>中山間地域の耕作放棄地を活用し付加価値農業を展開する。</li> <li>地域の中心となる経営体と新規就農者が連携し、労働力、生産技術、経営管理技術などお互いに得意分野を教えあう。</li> <li>中心となる経営体、その他の農家、新規就農者が協力し産直などの6次産業化を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
2	玉川・清水	R5.10.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の属性変更 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(10)	(10)	(0)	(0)	(10)	(9)	(0)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>耕作放棄地を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>農業者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。</li> <li>中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
4	戸野・十文字・坂ノ下	R5.10.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 4人</li> <li>中心経営体の借受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(12)	(11)	(1)	(0)	(12)	(8)	(0)	(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し生産性向上を図り、利益の確保を図る。</li> <li>中心となる農業者を地域で育てる環境整備を行なう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>

令和5年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
8	狩谷野目	R5.10.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1法人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(9)	(7)	(2)	(0)	(9)	(9)	(0)	(0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農家や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>法人化とともに、地域内農地の保全を積極的に進め有効利用し、付加価値農業を展開する。</li> <li>経営体の連携を図り、労働力調整とともに、生産・経営管理の技術向上を推進する。</li> <li>中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付と共に労働力の提供や知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
17	細谷・押口	R5.10.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の借受意向面積変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 3人</li> </ul>	(10)	(6)	(4)	(0)	(10)	(10)	(0)	(0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農家へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>地域として、有機・特別栽培等の高付加価値の米生産をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
21	泉野	R5.10.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の借受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(9)	(9)		(0)	(9)	(7)	(0)	(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>遊休農地を再生利用し、経営安定を図る。</li> <li>新規就農者と連携し、生産、労働力、経営管理技術の修得を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>

令和5年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針		
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
22	今野	R5.10.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(11)	(10)	(1)	(0)	(11)	(10)	(1)	(0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をとともに目指す。</li> <li>中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
39	市野山	R5.10.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の借受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(12)	(11)	(1)	(0)	(12)	(11)	(0)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> <li>担い手はいるが十分ではない。</li> <li>耕作放棄地を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>中心となる経営体に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
42	月山ろく11-3団地	R5.10.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 2人</li> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の属性変更 3人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 2人</li> <li>貸付意向農地の追加 5人</li> </ul>	(42)	(37)	(5)	(0)	(42)	(37)	(2)	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手はいるが十分ではないため、話し合い活動等により若手農業者への農地の集積・集約化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輪作体系の推進を図るため、受け皿となる組織化等を検討する。</li> <li>観光農業や小麦など各種農産物の「月山高原ブランド」化も視野に入れ、将来の農地利用のあり方を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月山ろく11-3団地の地域農業のあり方を推進する体制整備に取り組む。</li> <li>出羽三山・月山高原・松ヶ岡等と連携し、景観も活用した観光農業に取り組む。</li> <li>地域内畜産農家と連携した循環型農業を推進し、高品質な農作物の栽培に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地中間管理機構を活用した農地流動化に取り組む。</li> </ul>
合計(前回)				(137)	(122)	(15)	(0)	(137)	(118)	(5)	(14)				
合計(今回)				138	122	16	0	138	121	4	13				

令和5年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
2	中田	R5.10.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 2人</li> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(6)	(5)	(1)	(0)	(6)	(5)	(0)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心となる経営体へ水田を集積することにより、水稲の生産費のコストダウンを図る。</li> <li>水田の連担化を推し進め、作業効率の向上に努める。</li> <li>複合経営による所得向上および経営の安定を図る。</li> <li>新規就農の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
4	西荒屋	R5.10.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕地面積の変更</li> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 5人</li> </ul>	(26)	(26)	(0)	(0)	(26)	(23)	(0)	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光果樹園の取り組みや産直・加工施設の活用により、今後とも農産物の高付加価値化、6次産業化に努める。</li> <li>中心となる経営体へ水田を集積することにより、水稲の生産費のコストダウンを図りつつ、その他の農業者は果樹経営に専念していく。</li> <li>水田の連担化を推し進め、作業効率の向上に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
合計(前回)				(32)	(31)	(1)	(0)	(32)	(28)	(0)	(4)				
合計(今回)				33	32	1	0	33	29	1	3				